

韓国の地域中小企業の育成等に関する法律の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳

目 次

はじめに

I 背景と経緯

- 1 中小企業法制の中の「地方」中小企業関連規定の変遷
- 2 地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律の制定

II 地域中小企業法

- 1 法律の構成
- 2 法律の概要
 - (1) 中小企業振興法の規定内容から引き継ぎ、一部変更・追加された事項
 - (2) 新設された事項

おわりに

翻訳：地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律（法律第 19184 号）

キーワード：中小企業、ベンチャー企業、地域均衡発展

要 旨

韓国では、地方中小企業の育成等については、1994年1月に制定された「地域均衡開発及び地方中小企業の育成に関する法律」で定めていたが、2016年に、同法律が廃止され、同法律にあった地方中小企業の育成に関する規定が、「中小企業振興に関する法律」（中小企業振興法）に追加された。その後、2021年7月27日、中小企業振興法の地方中小企業関連規定を、別個の法律として独立させた「地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律（法律第18358号）」が制定、公布され、2022年1月28日に施行された。

この法律では、従来の「地方中小企業」という用語に対し「地域中小企業」の語を用い、中小企業振興法で規定されていた内容に加えて、地域中小企業政策協議会の設置、地域革新先導企業の選定、地域中小企業スマート革新地区の指定等が規定された。

はじめに

韓国では、「中小企業基本法」⁽¹⁾により中小企業⁽²⁾者の範囲が規定され、その他中小企業関連法が複数置かれている。政府では、中小ベンチャー企業部（部は日本の省に相当）⁽³⁾が中小企業等に関する業務を担っている。2022年7月に発表された中小企業基本統計によると、韓国では、2020年末現在で中小企業は全企業の99.9%を占めている⁽⁴⁾。また、中小企業の従業

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年3月17日である。なお、本稿における法令の原文は、国家法令情報センター（국가법령정보센터）ウェブサイトから閲覧した。

(1) 「中小企業基本法（法律第19044号）」（「중소기업기본법（법률 제 19044 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245321#0000>>

(2) 中小企業は、次の①～⑤のいずれかに該当する企業又は組合等と規定される（中小企業基本法第2条第1項）。

①営利を目的とし、業種別の売上額又は資産総額等が大統領令で定める基準（資産総額が5千億ウォン未満であり、かつ平均売上額又は年間売上額が、家具製造業は1500億ウォン以下、農林漁業は1000億ウォン以下、情報通信業は800億ウォン以下、芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業は600億ウォン以下、不動産業は400億ウォン以下等、業種ごとの基準に該当すること。「中小企業基本法施行令（大統領令第31758号）」（「중소기업기본법 시행령（대통령령 제 31758 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232597#0000>>第3条第1項第1号、別表1）に該当し、かつ持分の所有又は出資関係等、所有と経営の実質的な独立性が大統領令で定める基準に該当すること。②「社会的企業育成法（法律第11275号）」（「사회적기업 육성법（법률 제 11275 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=122694#0000>>第2条第1号による社会的企業のうち、大統領令で定める企業。③「協同組合基本法（法律第17818号）」（「협동조합 기본법（법률 제 17818 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228069#0000>>第2条による協同組合等のうち、大統領令で定める組合等。④「消費者生活協同組合法（法律第18572号）」（「소비자생활협동조합법（법률 제 18572 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237433#0000>>第2条による組合等のうち大統領令で定める組合等。⑤「中小企業協同組合法（法律第19183号）」（「중소기업협동조합법（법률 제 19183 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247335#0000>>第3条による協同組合等のうち大統領令で定める協同組合等。

なお、1ウォンは約0.1円（令和5年3月分報告省令レート）である。

(3) 韓国の中央行政機関は、政府組織法の規定及び政府組織法に規定された他の法律の規定による、部、処、庁、委員会（中央行政機関である委員会）から成る。中小ベンチャー企業部の所管分野は、日本の中小企業庁の所管分野に相当する（2017年に中小企業庁から中小ベンチャー企業部に昇格）。「정부조직법（법률 제 19228 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=248475#0000>>; 「정부조직법（법률 제 14839 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195013#0000>>; 藤原夏人「【韓国】文在寅新政権の発足に伴う行政組織の再編」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, pp.20-21. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/10978300/1/1>>

(4) 2020年基準中小企業基本統計の用語説明では、「中小企業」について「営利目的の法人企業又は個人企業であっ

者は全企業の従業者の 81.3%、売上額は全企業の売上額の 47.2% を占める⁽⁵⁾。

2021 年 7 月 27 日、首都圏⁽⁶⁾を含む、各地域に本社等を置く中小企業の育成等に関する「地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律（法律第 18358 号）」⁽⁷⁾（以下「地域中小企業法」という。）が公布された。本稿は、この法律の制定までの背景及び法律の概要を解説し、法律の訳⁽⁸⁾を付すものである。

I 背景と経緯

1 中小企業法制の中の「地方」中小企業関連規定の変遷

韓国の中小企業法制のうち、「中小企業振興に関する法律」⁽⁹⁾（以下「中小企業振興法」という。）は、中小企業の構造高度化、経営安定支援、家業承継支援、中小企業の社会的責任経営、小企業⁽¹⁰⁾への支援等に関して定めている法律であり⁽¹¹⁾、1994 年 12 月に制定された⁽¹²⁾。2016 年 3 月 29 日の一部改正（2016 年 9 月 30 日施行）⁽¹³⁾によって、この法律に地方中小企業に関する規定が追加された。

2016 年 3 月の中小企業振興法改正以前には、1994 年 1 月に制定された「地域均衡開発及び地方中小企業の育成に関する法律（法律第 4722 号）」（以下「地域均衡開発法」という。）⁽¹⁴⁾に

て、規模基準（売上額基準、資産 5 千億ウォン未満）及び独立性（大企業の子会社でないこと）を全て充足する企業」とする。なお、この用語説明の出典は、中小企業基本法第 2 条とされている。중소벤처기업부 「2020 년 기준 중소기업 기본통계」 2022.7. p.34. 「우리 경제의 근간 ‘중소기업’, 전체 기업의 99%· 근로자 81%」 後掲注(5)
(5) 「우리 경제의 근간 ‘중소기업’, 전체 기업의 99%· 근로자 81%」 2022.7.28. 중소벤처기업부ウェブサイト <<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1035110&parentSeq=1035110>>

(6) ソウル特別市、京畿（キョンギ）道、仁川（インチョン）広域市。韓国の首都圏の範囲は、「首都圏整備計画法（法律第 16810 号）」（「수도권정비계획법（법률 제 16810 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=212245#0000>>）及びその施行令（「수도권정비계획법 시행령（대통령령 제 32447 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240545#0000>>）の規定により定められる。なお、同法は、1982 年 12 月に制定された（法律第 3600 号）。
(7) 「지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률（법률 제 18358 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234285#0000>>

(8) 後掲注(54)のとおり、地域中小企業法は、2023 年 1 月 3 日に一部改正された。本稿に付す翻訳は、2023 年 1 月 3 日に改正された時点のものである。

(9) 「중소기업진흥에 관한 법률（법률 제 19182 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247253#0000>>

(10) 小企業は、中小企業のうち、当該企業が営む主たる業種別の平均売上額又は年間売上額（以下「平均売上額等」という。）が基準に該当するものをいう。業種別の平均売上額等の基準の例は、家具製造業は 120 億ウォン以下、農林漁業は 80 億ウォン以下、情報通信業は 50 億ウォン以下、芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業及び不動産業は 30 億ウォン以下、教育サービス業は 10 億ウォン以下等である。「中小企業基本法施行令（大統領令第 31758 号）」第 8 条第 1 項、別表 3

(11) 2023 年 1 月 3 日一部改正（法律第 19182 号）現在。

(12) 制定時の法律名は、「中小企業振興及び製品購入促進に関する法律」（「중소기업진흥및제품구매촉진에 관한 법률（법률 제 4825 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=47694#0000>>）この法律は、改正を経て現行の中小企業振興法となっている法律であるが、1994 年の制定までは、1978 年制定の「中小企業振興法」（「중소기업진흥법（법률 제 3126 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=5479#0000>>）が存在していた。

(13) 「중소기업진흥에 관한 법률（법률 제 14111 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=182021#0000>>

(14) 1994 年 1 月 7 日に制定、公布された。「지역균형개발및지방중소기업육성에 관한 법률（법률 제 4722 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=9484#0000>> 更に、同法律以前には、旧「中小企業振興法」（前掲注(12)参照）において、中小企業者の地方移転を促進し、中小企業者の発展を講究するための育成計画を策定する規定が置かれていた。この規定における地方の範囲は、国土総合開発計画による成長拠点都市（第 1 次の指定は大邱（テグ）、大田（テジョン）、光州（クァンジュ）の 3 か所、第 2 次の指定は、春川（チュンチョン）、江陵（カンヌン）、原州（ウォンジュ）等各地域の中心的都市及び道庁所在都市 12 か所で、計 15 か所の都市）、人口 20 万人以下の市及び邑・面の行政区域とされた。邑・面は韓国の行政区域。「중소기업진흥법（법률 제 4524 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=4524#0000>>

において地方中小企業の育成が規定されていたが、2016年3月の中小企業振興法改正により、地域均衡開発法の地方中小企業の育成に係る規定を中小企業振興法に追加し、地域均衡開発法は廃止された⁽¹⁵⁾。この改正では、第2条(定義)の第1号の3において「地方中小企業」の用語を定義し、第4章第10節(第62条の14～第62条の23)に「地方中小企業の育成」の節を置いた⁽¹⁶⁾。

なお、地域均衡開発法制定時に定義された「地方中小企業」は、本社、主たる事務所又は事業場のいずれかをソウル特別市、直轄市(現在の広域市)又は道⁽¹⁷⁾の管轄区域内に置く中小企業者又は中小企業協同組合としており(同法第2条第6号)、首都圏地域(ソウル特別市、仁川(インチョン)直轄市、京畿(キョンギ)道)も含んでいた。また、中小企業振興法の地方中小企業の定義も、首都圏(ソウル特別市、仁川広域市、京畿道)も含むものであった⁽¹⁸⁾。

2 地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律の制定

2020年9月及び同年10月、地域の中小企業の育成等に関する新たな法案が2件、国会に提出された(議員提出)⁽¹⁹⁾。既に中小企業振興法に地方中小企業育成に関する規定がある中で、同法律案の制定が必要な背景について、それぞれの法案の検討報告⁽²⁰⁾資料では、「地域中小企

www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=5483#0000 第31条;「중소기업진흥법시행령(대통령령 제 13870 호)」<www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=28483#0000> 第36条;「성장거점도시육성」행정안전부 국가기록원ウェブサイト<<http://www.archives.go.kr/next/search/listSubjectDescription.do?id=001363&pageFlag=&sitePage=1-2-1>>

(15) 地域均衡開発法は、制定当初、主に地域開発事業の促進に関する規定の部分と、地方中小企業の育成に関する部分から成り立っていた。制定時(法律第4722号)の構成は、第1章:総則(第1条～第3条)、第2章:広域開発事業計画の策定及び実施(第4条～第8条)、第3章:地域開発事業の促進(第9条～第38条)、第4章:地方中小企業の育成(第39条～第50条)、第5章:補則(第51条～第59条)。地域開発事業等に関する規定は、2014年6月の「地域開発及び支援に関する法律(法律第12737号)」(「지역 개발 및 지원에 관한 법률(법률 제 12737 호)」<<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=155079#0000>>))に統合され、その制定に伴う改正で削除された。2016年の時点では、地方中小企業の育成に関する規定の部分のみが残っていた。

(16) 2016年3月改正時点の中小企業振興法(法律第14111号)は、本則全106か条であった。

(17) 現在の韓国の地方自治体は、特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道の広域自治体及び市、郡、自治区の基礎自治体から成る。広域自治体は、特別市が1市(ソウル)、広域市が6市(釜山(プサン)、大邱、仁川、光州、大田、蔚山(ウルサン))、道が8道(京畿、江原(カンウォン)、忠清(チュンチョン)北、忠清南、全羅(チョルラ)北、全羅南、慶尚(キョンサン)北、慶尚南)、特別自治市が1市(世宗(セジョン))、特別自治道が1道(済州(チェジュ))である。広域市は、1995年に直轄市が名称変更したもので、済州特別自治道は2006年に、世宗特別自治市は2012年に発足した。なお、今後2023年6月に江原道が江原特別自治道となり、2024年1月には全羅北道が全北特別自治道となる。「地方自治法(法律第18661号)」(「지방자치법(법률 제 18661 호)」<<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238325#0000>>)) 第2条;「地方自治法(法律第4789号)」(「지방자치법(법률 제 4789 호)」<<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=55082#0000>>)) 第2条;「2022년 지방자치단체 행정구역 및 인구현황(21.12.31. 기준)」2022.7.7. 행정안전부ウェブサイト<https://mois.go.kr/firt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000055&nttId=92993>;「제주도연혁」제주특별자치도ウェブサイト<<http://www.jeju.go.kr/culture/history/history/history01.htm>>;「세종의 역사」세종특별자치시ウェブサイト<https://www.sejong.go.kr/kor/sub01_1001.do>;「강원특별자치도 설치 등에 관한 특별법(법률 제 18994 호)」<<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245011#0000>>;「전북특별자치도 설치 등에 관한 특별법(법률 제 19214 호)」<<http://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247863#0000>>

(18) 後述の地域中小企業法が定義する「地域中小企業」も同様に首都圏の中小企業を含むが、同法では、特に首都圏以外の中小企業に関する規定が新設された。詳細はII 2 (2) (ii)を参照。

(19) 「[2103710] 지역중소기업 육성 및 혁신 촉진에 관한 법률안(어기구의원 등 16인)」(「[2103710] 地域中小企業の育成及び革新の促進に関する法律案(魚基龜議員等 16人)」)의안정보시스템ウェブサイト<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z2V0Y0B9I1O0V1J1Z1G0L0D9T7M6U0>;「[2104546] 지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률안(이장섭의원 등 10인)」(「[2104546] 地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律案(李將燮議員等 10人)」)同<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K2R0M1L0W1Y6C1A5X1B0V5R9D9D8H1>

(20) 韓国の国会では、委員会に専門委員が置かれ、法律案等の所管の案件に対する検討報告等の職務を遂行する。な

業を核心的な政策対象として焦点を合わせている独自の法律はなく、政府及び市・道間の協力を通じた体系的な育成政策の推進に支障があるという指摘がある⁽²¹⁾と述べられている。これら2法案は、ともに中小企業振興法に規定された地方中小企業に関する内容を、別個の法律として独立させる内容のものであったが、中小企業振興法からどの条文を引き継ぐか等、細部で異なる面があった⁽²²⁾。また、2法案のうち後に提出されたものでは、法案提案の背景として、新型コロナウイルス感染症の流行等を挙げて、それらにより地域中小企業の困難な状況が重くなっていることに言及されている⁽²³⁾。

この2法案は、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会での審議を経て、代案⁽²⁴⁾にまとめられた後、2021年6月29日に、国会本会議で可決され、同年7月20日の國務會議⁽²⁵⁾での公布案議決⁽²⁶⁾を経て、同月27日に地域中小企業法が公布された。中小企業振興法の地方中小企業の育成に係る規定を新法律に独立させる形で移し、それに加えて、中小企業振興法では規定されていなかった新たな内容⁽²⁷⁾を追加する内容となっている。

また、地域中小企業法の制定により、中小企業振興法の地方中小企業に関する規定（第2条第1号の3、同条第12号、第4章第10節（第62条の14～第62条の26））は削除された⁽²⁸⁾。

II 地域中小企業法

1 法律の構成

地域中小企業法（法律第18358号）は、6章構成、本則全33か条、附則6か条から成る。

お、専門委員は国会議員ではなく、公務員である。「国会法（法律第18192号）」（「국회법（법률 제 18192 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232301#0000>>）第42条、第58条；「国会事務処法（法律第17337号）」（「국회사무처법（법률 제 17337 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218487#0000>>）第8条、第9条

(21) 송수환「지역중소기업 육성 및 혁신 촉진에 관한 법률안 검토보고」2020.11, p.8. 「[2103710] 지역중소기업 육성 및 혁신 촉진에 관한 법률안 (이기구의원 등 16인)」前掲注(19); 송「지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률안 검토보고」2020.11, p.9. 「[2104546] 지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률안 (이장섭의원 등 10인)」前掲注(19)

(22) 法案[2103710]は、中小企業振興法の地方中小企業に関する規定を全て削除するのではなく、工場設立支援、中小企業特別支援地域の指定等、一部の規定は中小企業振興法に残しておく内容であった。一方で、法案[2104546]では、工場設立支援、中小企業特別支援地域の指定等の規定も中小企業振興法から削除し、新しい法律に当該規定を置く案となっていた。

(23) 「[2104546] 지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률안 (이장섭의원 등 10인)」前掲注(19)

(24) 「[2111148] 지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률안(대안)(산업통상자원중소벤처기업위원장)」의안정보시스템 웹사이트 〈https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P2H1U0N4E2H2A2M0M3B1L0H8Z6Z6M4〉ある特定の法律に対する複数の改正案や、類似した内容の複数の法案等を、委員会審議の結果、委員会提出代案（「대안（代案）」という。）としてその内容を一つの法案にまとめる例がしばしば見られる。この場合、代案が本会議で成立すれば、代案にまとめられる以前の、もとなつた複数の法案は、その内容は代案に反映されているが、形式的には廃案となる（このような形式で廃案することを、「대안반영폐기（代案反映廃棄）」という。「대안」『쉽게 풀어쓴 의회용어』국회사무처, 2018, p.160; 「대안반영폐기」同, p.161.

(25) 政府の権限に属する重要政策を審議する。「大韓民国憲法（憲法第10号）」（「대한민국헌법（헌법 제 10 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603#0000>>）第88条第1項 日本の閣議に相当する。

(26) 国会本会議で可決された法案は、政府に送付された後、公布のための公布案の國務會議での議決その他手続を経て、公布される。「공포」『쉽게 풀어쓴 의회용어』前掲注(24), p.58; 「이송（移送）」同, p.374; 「지역중소기업 체계적 육성 위한 법적 근거 마련」2021.7.20. 중소기업벤처기업부 웹사이트 〈<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1027970&parentSeq=1027970>>

(27) 詳細は、II 2(2)を参照。

(28) 「中小企業振興に関する法律（法律第18358号）」（「중소기업진흥에 관한 법률（법률 제 18358 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234287#0000>>）

各章は、第1章：総則（第1条～第4条）、第2章：地域中小企業の育成及び革新促進のための推進体制（第5条～第10条）、第3章：地域中小企業の育成及び革新促進のための支援政策（第11条～第22条）、第4章：地域中小企業の危機対応及び活力回復支援（第23条～第29条）、第5章：補則（第30条～第32条）、第6章：罰則（第33条）である。附則は、施行日（第1条）、経過措置に関する規定（第2条～第4条）、他の法律の改正（第5条）、他の法令との関係（第6条）を内容とする。

2 法律の概要

(1) 中小企業振興法の規定内容から引き継ぎ、一部変更・追加された事項

地域中小企業法の制定により、中小企業振興法から引き継ぎ、一部変更等が加えられた規定のうち主なものを紹介する（表1も参照）。

表1 中小企業振興法から地域中小企業法に引き継がれた主な規定

2021年7月改正前の中小企業振興法（法律第17893号）		地域中小企業法（法律第18358号）	
第2条	定義 ・第1号の3「地方中小企業」 ・第12号「中小企業特別支援地域」	第2条	定義 ・第1号「地域中小企業」 ・第5号「中小企業特別支援地域」
第62条の14	地域別中小企業育成基本指針の作成	第5条	地域中小企業育成及び革新促進基本指針の作成
第62条の15	育成計画の策定	第6条	育成計画の策定
第62条の17	育成計画の推進及び支援	第8条	育成計画の推進及び支援
第62条の19	工場設立の支援	第27条	工場設立の支援
第62条の20	地域協同技術向上	第20条	地域協同技術向上
第62条の23	中小企業特別支援地域 ^(注2) の指定	第23条	中小企業特別支援地域 ^(注2) の指定
第62条の26	郷土企業 ^(注3) に対する金融支援	第29条	郷土企業 ^(注3) に対する金融支援

(注1) 中小企業振興法(法律第17893号)の条文の内容は、2021年1月12日の地方自治法の全部改正に伴う改正(2022年1月13日施行)現在の内容である。

(注2) 地域経済の環境等によって当該地域の中小企業の(地域中小企業法の規定では「当該地域中小企業の」)経営環境が悪化し、又は悪化するおそれがあり、政府の支援が必要な地域として指定された地域。

(注3) 本社、主たる事務所又は事業場のうちいずれかを市・道の管轄区域に置き、当該市・道で20年以上継続して事業を維持しており、常時勤労者数が20名以上であり、かつ企業の地域に対する経済的・社会的な寄与の度合いが大統領令で定める基準に該当する中小企業者(地域中小企業法の規定では「地域中小企業」)。

(出典) 中小企業振興法(法律第17893号) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228583#0000>>; 地域中小企業法(法律第18358号) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234285#0000>>を基に筆者作成。

(i) 地域中小企業の定義

中小企業振興法では、本社、主たる事務所又は事業場のいずれかが特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の管轄区域にある中小企業者⁽²⁹⁾又は中小企業協同組合を「地方中小企業」と定義していたが、地域中小企業法では、これを「地域中小企業」とした⁽³⁰⁾。この定義は、

(29) この定義中における中小企業者について、中小企業振興法(法律第17893号)では、中小企業基本法第2条第1項又は第2項による中小企業者とされていたが、地域中小企業法では、中小企業基本法第2条による中小企業者と規定された(中小企業基本法第2条は第4項まで定められている)。なお、中小企業基本法第2条第1項は、中小企業者の範囲の基本的事項、第2項は、大統領令で定める基準に沿って中企業及び小企業に分かれることを定めている。第3項は、中小企業の規模拡大等により中小企業の基準に該当しなくなった場合、その事由が発生した年度の次年度から3年間は中小企業とみなすこと(中小企業以外の企業と合併した場合等を除く)、第4項は、特に必要と認める場合、法律で定めるところにより法人・団体等を中小企業者とすることができることを定める。

(30) 「地域中小企業」の定義について、2021年3月4日に開催された韓国国会の産業通商資源中小ベンチャー企

地域均衡開発法及び中小企業振興法に定められていた定義の場合と同様、首都圏地域を含む形で定義されている。

(ii) 基本指針及び育成計画の作成及び策定等

中小企業振興法では、中小ベンチャー企業部長官が、「地域別中小企業育成基本指針」を作成し⁽³¹⁾、市・道知事⁽³²⁾が基本指針に沿って管轄区域内の地方中小企業の育成計画を策定し、中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならないことになっていた⁽³³⁾。地域中小企業法では、中小ベンチャー企業部長官が「地域中小企業育成及び革新促進基本指針」（基本指針）を作成しなければならない（第5条第1項）、市・道知事は、管轄区域の地域中小企業の育成及び革新促進計画（育成計画）を策定し、中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならない（第6条第1項）こととなった。また、市・道知事が策定する育成計画の内容に、地域中小企業スマート革新地区の指定及び支援に関する事項等が追加された（第6条第2項）。更に、市・道から毎年提出される育成計画推進実績の分析結果を、中小ベンチャー企業部長官が評価し、優秀であった市・道に対してインセンティブ等の行政的・財政的支援⁽³⁴⁾を行うことができる規定が追加された（第9条）。

(iii) 地域協同技術向上活動

中小企業振興法（法律第17893号）第62条の20の規定では、地方中小企業が、地方自治体、国公立研究機関、大学又は専門大学、特定研究機関⁽³⁵⁾その他中小ベンチャー企業部令で定める機関のいずれかの機関と相互協力して技術向上活動ができるとされていた⁽³⁶⁾。これに対し、地域中小企業法では、地域中小企業と相互協力して技術向上活動を行うことができるものを、地方自治体、地域中小企業育成・革新関連主体とした（第20条）。地域中小企業育成・革新関

業委員会の中小ベンチャー企業小委員会で論点として取り上げられた。法案における「地域中小企業」の定義は、韓国国内の全ての地域のいずれかに本社、主たる事務所又は事業場のいずれかを置く中小企業者等となっているため、結局のところ中小企業全体を指すことになるが、このときの中小ベンチャー企業部の姜聲千（カン・ソンチョン）次官（当時）による説明では、「ここで地域中小企業概念を置いた理由は、実は地域中小企業に対する育成義務が市・道知事等自治体の責務であると我々は見えておまして、特定地域に所在する企業に対して自治体が支援することとし、そして政府はこれをサポートしより良くできるように督励するというような内容をこの法に込めているため、そのような意味で地域中小企業という定義を私達は導入したのです。この法律もそのような趣旨で地域に根を下ろした企業に対して自治体を中心となって支援を行い、政府は自治体と協業を行いながらこれを体系的に支援するという、そのような内容がこの法律の全体的な内容となります。」と述べられている。なお、ここで審議されているのは、前掲注(19)の2法案であった。제 385 회국회 (임시회) 산업통상자원중소벤처기업위원회회의록 (중소벤처기업소위원회) 제 1 호 2021 년 3 월 4 일 p.74.

(31) 中小企業振興法（法律第17893号）第62条の14 2021年1月12日改正時点。

(32) 特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事。

(33) 中小企業振興法（法律第17893号）第62条の15 2021年1月12日改正時点。

(34) 地域中小企業法の施行令では、中小ベンチャー企業部長官が市・道に対して、中小企業支援関連法令による事業のうち、別途中小ベンチャー企業部長官が定め告示する事業を支援する場合、評価結果の優秀な市・道に加算点を与える等の優遇措置を行うことができると規定されている。「地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律施行令（大統領令第32370号）」（「지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률 시행령 (대통령령 제 32370 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239651#0000>>) 第7条第2項

(35) 「特定研究機関育成法（法律第14839号）」（「특정연구기관 육성법 (법률 제 14839 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195331#0000>>) 第2条の規定による特定研究機関をいう。特定研究機関には、韓国科学技術院等がある。「特定研究機関育成法施行令（大統領令第31897号）」（「특정연구기관 육성법 시행령 (대통령령 제 31897 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233979#0000>>) 第3条

(36) 中小企業振興法（法律第17893号）第62条の20第1項 2021年1月12日改正時点。

連主体とは、地域中小企業の育成及び革新促進等と関係する業務を遂行する公共機関⁽³⁷⁾、地方公企業⁽³⁸⁾、大学・産業大学・専門大学又は技術大学⁽³⁹⁾、国公立研究機関、特定研究機関、科学技術分野政府出捐（えん）研究機関⁽⁴⁰⁾、専門生産技術研究所⁽⁴¹⁾、民法⁽⁴²⁾その他の法律によって設立された産業技術分野の法人である研究機関、その他大統領令で定める法人又は団体である（第2条第4号）。このように、地域中小企業育成・革新関連主体には、中小企業振興法（法律第17893号）第62条の20の規定に含まれていた国公立研究機関等に加え、公共機関、地方公企業等も含まれるようになった（表2も参照）。

表2 中小企業振興法（法律第17893号）及び地域中小企業法における地域協同技術向上活動の規定

中小企業振興法（法律第17893号）	地域中小企業法（法律第18358号）
第62条の20 第1項 ①地方中小企業及び次の各号のいずれかに該当する機関は、互いに協力して技術を向上するための活動（以下「地域協同技術向上活動」という。）を遂行することができる。 1. 地方自治体 2. 国公立研究機関 3. 「高等教育法」の規定による大学又は専門大学 4. 「特定研究機関育成法」の規定による特定研究機関 5. その他中小ベンチャー企業部令で定める機関	第20条 第1項 ①地域中小企業、地域中小企業育成・革新関連主体及び地方自治体は、互いに協力して技術を向上するための活動（以下「地域協同技術向上活動」という。）を遂行することができる。 第2条 第4号 4. 「地域中小企業育成・革新関連主体」とは、地域中小企業の育成及び革新促進等と関係する諸般の業務を遂行する、次の各目のいずれかに該当する主体をいう。 イ. 「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関及び「地方公企業法」の規定による地方公企業（以下「公共機関等」という。） ロ. 「高等教育法」第2条の規定による大学、産業大学、専門大学又は技術大学 ハ. 国公立研究機関、「特定研究機関育成法」第2条の規定による特定研究機関、「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第2条の規定による科学技術分野政府出捐研究機関、「産業技術革新促進法」第42条の規定による専門生産技術研究所及び「民法」その他の法律によって設立された産業技術分野の法人である研究機関 ニ. その他大統領令で定める地域中小企業の育成及び革新促進のための法人又は団体

（注）中小企業振興法（法律第17893号）の条文の内容は、地域中小企業法制定（2021.7）以前の、2021年1月12日の地方自治法の全部改正に伴う改正（2022年1月13日施行）時点の内容である。

（出典）中小企業振興法（法律第17893号）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228583#0000>>、地域中小企業法（法律第18358号）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234285#0000>>を基に筆者作成。

(37) 「公共機関の運営に関する法律（法律第18795号）」（「공공기관의 운영에 관한 법률（법률 제 18795 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239979#0000>>）第4条による公共機関。企画財政部長官が指定した、国又は地方自治体以外の法人・団体又は機関であって法律によって直接設立され、政府が出捐（拠出）する機関等である。なお、「出捐」の語については、藤原夏人「韓国の海洋警察法」『外国の立法』No.283, 2020.3, p.16. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11457218/1/1>>; 藤原「韓国の芸術家福祉法」『外国の立法』No.277, 2018.9, p.64. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11152347/1/1>>を参照。

(38) 「地方公企業法（法律第18747号）」（「지방공기업법（법률 제 18747 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239289#0000>>）の規定による地方公企業をいう。

(39) 「高等教育法（法律第18989号）」（「고등교육법（법률 제 18989 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244957#0000>>）第2条の規定による大学、産業大学、専門大学又は技術大学をいう。

(40) 「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律（法律第18796号）」（「과학기술분야 정부출연연구기관 등의 설립·운영 및 육성에 관한 법률（법률 제 18796 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240023#0000>>）第2条の規定による科学技術分野政府出捐研究機関をいう。科学技術分野政府出捐研究機関には、韓国科学技術研究院、韓国基礎科学支援研究院等がある。科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律（法律第18796号）第8条第1項、別表

(41) 「産業技術革新促進法（法律第19002号）」（「산업기술혁신 촉진법（법률 제 19002 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244983#0000>>）第42条の規定による専門生産技術研究所をいう。

(42) 「민법（법률 제 19098 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=246569#0000>>

(iv) 中小企業特別支援地域の指定及び支援

市・道知事は、大統領令で定める産業団地又は中小企業・小商工人⁽⁴³⁾密集地域⁽⁴⁴⁾の産業が衰退するなどし、産業生産等が全国平均に著しく及ばない場合、当該地域に大規模災難⁽⁴⁵⁾が発生した場合等に、当該地域を中小企業特別支援地域に指定することを中小ベンチャー企業部長官に申請することができる(第23条第1項)。これについて、中小企業特別支援地域の指定可否を決定するために必要な場合、中小ベンチャー企業部長官が地方自治体の長等に対し、資料の提供を要請することができる規定(同条第3項)、中小ベンチャー企業部長官が、当該地域の迅速な経営正常化のため、研究開発等必要な支援を行うことができる規定(第24条第4項)が追加された。

(v) 工場設立の支援

中小ベンチャー企業部長官は、中小ベンチャー企業振興公団⁽⁴⁶⁾に、工場を設立しようとする地域中小企業のための工場設立代行、地域中小企業の移転に関する情報の収集、提供及び相談等の事業をさせることができる(第27条)⁽⁴⁷⁾。

(vi) 郷土企業に対する金融支援

政府は、郷土企業の活動に必要な資金を円滑に調達するため、信用保証基金等に、郷土企業を対象とする保証制度を創設、運用させることができる。この郷土企業とは、地域中小企業であって⁽⁴⁸⁾、本社、主たる事務所又は事業場のうちいずれかを市・道の管轄区域に置き、当該市・道で20年以上継続して事業を維持しており、常時勤労者数が20人以上であり、かつ企業の地域に対する経済的・社会的な寄与の度合いが大統領令で定める基準に該当する企業をいう(第

(43) 小企業のうち、常時勤労者数が10人未満で、かつ主たる事業に従事する常時勤労者数が、①鉱業・製造業・建設業・運輸業の場合は10人未満、②その他の業種の場合5人未満のいずれかの基準に該当する企業。「小商工人基本法(法律第17623号)」(「소상공인기본법(법률 제 17623 호)」) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223615#0000>> 第2条第1項;「小商工人基本法施行令(大統領令第32274号)」(「소상공인기본법 시행령(대통령령 제 32274 호)」) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238565#0000>> 第3条第1項

(44) 後掲注(53)の地域(地域中小企業法施行令(大統領令第32370号)第24条第1項)。中小企業振興法(法律第17893号)の規定(第62条の23)の規定では、「管轄行政区域内産業団地又は中小企業・小商工人密集地域」となっていた。

(45) 韓国では、日本でいう「災害」に当たる言葉として「재해(災害)」と「재난(災難)」の用語が使用されるが、韓国の災害関連法制の基本法の一つである「災難及び安全管理基本法」(「재난 및 안전관리 기본법(법률 제 19213 호)」) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247855#0000>>では、「재난(災難)」という用語が中心的使用されるため、本稿では、「災難」とする。同法では、「災難」を、国民の生命、身体、財産及び国家に被害を及ぼす又はそのおそれのある、自然災難(台風、洪水、豪雨等による災害)及び社会災難(火災、崩壊、爆発等による一定規模以上の被害等)として定義する。同法第3条第1号 また、「大規模災難」とは、災難のうち被害の程度が大きく、又は影響が広範囲であり、中央災難安全対策本部の本部長が認めるもの等である。同法第14条第1項;「災難及び安全管理基本法施行令(大統領令第33198号)」(「재난 및 안전관리 기본법 시행령(대통령령 제 33198 호)」) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247211#0000>> 第13条

(46) 中小企業振興法(法律第19182号)第68条に設置規定がある。1978年制定の旧「中小企業振興法」(前掲注(12)参照)の規定により、1979年に発足した中小企業振興公団が、2019年に中小ベンチャー企業振興公団に名称変更し、現在に至る(「연혁」중소벤처기업진흥공단 웹사이트 <<https://www.kosmes.or.kr/nsh/SH/SIT/SHSIT007M0.do>>)。中小企業に関して、自動化、情報化、事業転換の支援等の事業を実施し、又はそれに関する事業を支援することができる。中小企業振興法(法律第19182号)第74条

(47) 中小企業振興法(法律第17893号)第62条の19の規定と内容はほぼ同一である。

(48) 中小企業振興法(法律第17893号)第62条の26の規定では、「「中小企業基本法」第2条による中小企業者であって」とされていた。

29条)。

(2) 新設された事項

地域中小企業法では、地域中小企業政策協議会の設置規定、「地域革新先導企業」の選定に関する規定、「地域中小企業スマート革新地区」の指定に関する規定等、中小企業振興法にはなかった規定も新たに追加された。特に、「地域革新先導企業」の選定及びその支援に関する規定は、この法律における「地域中小企業」が首都圏の中小企業も含んでいる一方で、首都圏ではない地域の中小企業に対する支援策として定められている。

(i) 地域中小企業政策協議会の設置

中小ベンチャー企業部に地域中小企業政策協議会（以下「協議会」という。）を置くことが定められた⁽⁴⁹⁾。協議会は、支援政策全般に関する事項、育成計画の成果分析に関する事項等を審議し、調整する（第10条）。協議会の設置について、中小ベンチャー企業の報道資料では、「地域中小企業を地域経済の発展の重要な一つの軸であって独自の政策対象であることを公式化したということに大きな意味がある」⁽⁵⁰⁾とされている。

(ii) 「地域革新先導企業」の選定

特に首都圏以外の中小企業のための規定として、首都圏以外の地域の市・道知事は、雇用の安定、輸出の拡大等、管轄地域の産業及び経済に及ぼす影響が大きい、又は優秀な革新能力及び成長可能性を持つ地域中小企業を、地域革新先導企業⁽⁵¹⁾として選定し⁽⁵²⁾、行政的、技術的、財政的支援等を行うことができることが定められた（第12条）。この地域革新先導企業とは、地域の産業及び経済活性化を先導する地域中小企業である（第2条第2号）。

(iii) 「地域中小企業スマート革新地区」の指定及び育成

市・道知事は、大統領令で定める地域中小企業密集地域⁽⁵³⁾について、地域中小企業スマート革新地区（以下「革新地区」という。）への指定を中小ベンチャー企業部長官に申請することができる（第15条）。地域中小企業スマート革新地区は、地域中小企業の育成等のために指

(49) 前掲注(19)の法案「[2104546] 地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律案」の検討報告資料では、地域中小企業政策協議会の設置に関して、「地域中小企業関連政策の調整及び同制定案による主要事項の審議、重複投資の防止等のためには部処及び市・道がともに参加する協議会が必要であるとみられる」と言及されている。「지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률안 검토보고」前掲注(21), p.26.

(50) 「보도자료 지역기업 혁신성장에 9천억원 이상 투자, 지역경제 활력 기대 - 제1차 지역중소기업 정책협의회 개최 -」「지역기업 혁신성장에 9천억원 이상 투자, 지역경제 활력 기대」2022.2.17, p.2. 중소벤처기업부 웹사이트 <<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1031938&parentSeq=1031938>>

(51) 2022年11月の中小ベンチャー企業部の発表によれば、100社が選定された。各市・道に7~9社ずつ（世宗特別自治市は4社）選定されている。「지역중소기업 대표 정책 '지역혁신 선도기업 100' 출발」2022.11.17. 중소벤처기업부 웹사이트 <<https://www.mss.go.kr/site/smba/ex/bbs/View.do?cbIdx=86&bcIdx=1037284&parentSeq=1037284>>

(52) 地域革新先導企業の詳細な選定要件、申請資格・選定基準等は、地域中小企業法施行令（大統領令第32370号）第12条及び「地域革新先導企業の選定及び支援に関する運営要領（中小ベンチャー企業部告示第2022-39号）」（「지역혁신 선도기업 선정 및 지원에 관한 운영요령（중소벤처기업부고시 제2022-39호）」<<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?chrClsCd=010202&admRulSeq=2100000212278>>）第4条、第5条、別表1で規定される。

(53) 産業団地、商店街等。地域中小企業法施行令（大統領令第32370号）第14条第1項

定されるもので（第2条第3号）、中小ベンチャー企業部長官は、革新地区の育成に関する施策を促進することができ、この施策には、革新地区育成の基本方針、革新地区の地域中小企業の研究開発活動の支援、成果の事業化促進等に関する事項を含めなければならない（第17条）。革新地区では、国及び地方自治体は、企業誘致及び官民協力等の事業を推進することができ、これに必要な費用を支援することができる（第18条）。

おわりに

地域中小企業法は、2022年1月に施行された後、2023年1月3日に改正され⁽⁵⁴⁾、地域中小企業育成・革新関連主体に対する支援に関する項が追加された⁽⁵⁵⁾。このほか、更なる改正案⁽⁵⁶⁾も提出されており、今後の動向が注目される。

(なかむら ほのか)

(54) 「地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律（法律第19184号）」（「지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률（법률 제 19184 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247297#0000>〉）

(55) 「③地方自治体は、地域中小企業育成・革新関連主体が地域中小企業の育成及び革新を促進することができるよう、行政的・財政的支援を行うことができる。」（地域中小企業法第19条第3項新設）

(56) 「[2116522] 지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률 일부개정법률안（조정석의원 등 10인）」의안정보시스템 웹사이트 〈https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2O2Q017T1B311J7I0E8Y4C2Y0I2T5〉; 「[2118661] 지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률 일부개정법률안（양금희의원 등 12인）」同 〈https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M2I2Y1B1M2O4H1D5L4Z2S0G3X3V6Z6〉 両案とも、委員会審議中である。前者の改正案は、市・道知事が策定する管轄地域の地域中小企業の育成及び革新促進計画の内容に、中小企業協同組合の運営の現状、実態調査等を追加する案で、「中小企業協同組合に対する育成・支援を促進しようとするもの」とされている。後者の改正案は、首都圏以外の地域の中小企業の育成等のため、中小企業振興法の規定による「中小ベンチャー企業創業及び振興基金」（中小企業振興法第63条に規定。政府が設置する。）の中に「地域中小企業育成及び革新促進勘定」を設置する内容のものである。

地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律

지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률

(2021年7月27日制定 法律第18358号 2022年1月28日施行)

(2023年1月3日一部改正 法律第19184号 2023年4月4日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳訳

【目次】

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 地域中小企業の育成及び革新促進のための推進体制（第5条～第10条）

第3章 地域中小企業の育成及び革新促進のための支援政策（第11条～第22条）

第4章 地域中小企業の危機対応及び活力回復支援（第23条～第29条）

第5章 補則（第30条～第32条）

第6章 罰則（第33条）

附則〈法律第18358号, 2021.7.27.〉

附則〈法律第19184号, 2023.1.3.〉

第1章 総則

第1条（目的）

この法律⁽¹⁾は、地域中小企業の革新を促進するための基盤を拡充し、関連の育成政策を策定、推進することにより、地域中小企業の競争力を強化し、地域産業及び地域経済を活性化させ、国家経済の均衡のとれた発展に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「地域中小企業」とは、次の各目⁽²⁾のいずれかに該当する者であって、本社、主たる事務所又は事業場のうちいずれかが特別市、広域市、特別自治市、道又は特別自治道⁽³⁾（以

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年3月17日である。[]内の語句は、訳者による補記である。

(1) この翻訳は、2021年7月27日に制定され、2023年1月3日に一部改正された、「地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律（法律第19184号）」（「지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률（법률 제 19184호）」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247297#0000>>）を翻訳したものである。法律第18358号附則第5条（他の法律の改正）については、それぞれの法律の改正部分の訳は省略する。以下、本稿における法令の原文は、国家法令情報センター（국가법령정보센터）ウェブサイトから閲覧した。

(2) 目は、韓国法において、号の下の階層である。가, 나, 다, 라, 마…というようなハングルの順番で表記されるが、日本法の表記に従い、イ、ロ、ハ、ニ…と訳出した。

(3) 現在の韓国の地方自治体は、特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道の広域自治体及び市、郡、自治区の基礎自治体から成る。広域自治体は、特別市が1市（ソウル）、広域市が6市（釜山（プサン）、大邱（テグ）、仁川（インチョン）、光州（クァンジュ）、大田（テジョン）、蔚山（ウルサン））、道が8道（京畿（キョンギ）、

下、「市・道」という。)の管轄区域にあるものをいう。

イ。「中小企業基本法」第2条の規定による中小企業者⁽⁴⁾

ロ。「中小企業協同組合法」第3条第1項第1号から第3号までの規定による中小企業協同組合⁽⁵⁾

2. 「地域革新先導企業」とは、地域の産業及び経済活性化を先導する地域中小企業として、第12条の規定によって選定された企業をいう。

3. 「地域中小企業スマート革新地区」とは、地域中小企業の育成及び革新促進並びにこれを通じた当該地域の活力回復等のために、第15条の規定によって指定された地域をいう。

4. 「地域中小企業育成・革新関連主体」とは、地域中小企業の育成及び革新促進等と関係する諸般の業務を遂行する、次の各目のいずれかに該当する主体をいう。

イ。「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関⁽⁶⁾及び「地方公企業法」

-
- 江原(カンウォン)、忠清(チュンチョン)北、忠清南、全羅(チョルラ)北、全羅南、慶尚(キョンサン)北、慶尚南)、特別自治市が1市(世宗(セジョン))、特別自治道が1道(済州(チェジュ))である。なお、今後2023年6月に江原道が江原特別自治道となり、2024年1月には全羅北道が全北特別自治道となる。「地方自治法(法律第18661号)」「(지방자치법(법률 제 18661 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238325#0000>>第2条;「2022년 지방자치단체 행정구역 및 인구현황(21.12.31. 기준)」2022.7.7. 행정안전부 웹사이트 <https://mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000055&nttId=92993>;「강원특별자치도 설치 등에 관한 특별법(법률 제 18994 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245011#0000>>;「전북특별자치도 설치 등에 관한 특별법(법률 제 19214 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247863#0000>>
- (4) 「中小企業基本法(法律第19044号)」「(중소기업기본법(법률 제 19044 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245321#0000>>第2条第1項では、以下の①~⑤のいずれかに該当する企業又は組合等を中小企業とし、この中小企業を営む者を中小企業者と規定する(「独占規制及び公正取引に関する法律(法律第17799号)」「(독점규제 및 공정거래에 관한 법률(법률 제 17799 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224973#0000>>)の規定による公示対象企業集団に属する会社又は公示対象企業集団の所属会社として編入・通知されたものとみなす会社を除く。)
- ① 営利を目的とし、業種別の売上額又は資産総額等が大統領令で定める基準(資産総額が5千億ウォン未満であり、かつ平均売上額又は年間売上額が、家具製造業は1500億ウォン以下、農林漁業は1000億ウォン以下、情報通信業は800億ウォン以下、芸術、スポーツ及び余暇関連サービス業は600億ウォン以下、不動産業は400億ウォン以下等、業種ごとの基準に該当すること。「中小企業基本法施行令(大統領令第31758号)」「(중소기업기본법 시행령(대통령령 제 31758 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232597#0000>>第3条第1項第1号、別表1)に該当し、かつ持分の所有又は出資関係等、所有と経営の実質的な独立性が大統領令で定める基準に該当すること。
- ② 「社会的企業育成法」(「사회적기업 육성법(법률 제 11275 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=122694#0000>>)第2条第1号の規定による社会的企業のうち、大統領令で定める企業。
- ③ 「協同組合基本法」(「협동조합 기본법(법률 제 17818 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228069#0000>>)第2条の規定による協同組合等のうち、大統領令で定める組合等。
- ④ 「消費者生活協同組合法」(「소비자생활협동조합법(법률 제 18572 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237433#0000>>)第2条の規定による組合等のうち大統領令で定める組合等。
- ⑤ 「中小企業協同組合法」(「중소기업협동조합법(법률 제 19183 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247335#0000>>)第3条の規定による協同組合等のうち大統領令で定める協同組合等。
- また、中小企業基本法第2条第2項は、大統領令で定める基準に従い中企業及び小企業に分かれることを定めている。同条第3項は、中小企業の規模拡大等により中小企業の基準に該当しなくなった場合、その事由が発生した年度の次年度から3年間は中小企業とみなすこと(中小企業以外の企業と合併した場合等を除く)、同条第4項は、特に必要と認める場合、法律で定めるところにより法人・団体等を中小企業者とすることができることを定める。なお、1ウォンは約0.1円(令和5年3月分報告省令レート)。
- (5) 協同組合、事業協同組合及び協同組合連合会。中小企業協同組合法(法律第19183号)第3条第1項
- (6) 企画財政部(部は日本の省に相当)長官は、国・地方自治体でない法人・団体又は機関であって、他の法律の規定によって直接設立され政府が出捐(拠出)する法人・団体又は機関その他の機関等を公共機関に指定することができる。「公共機関の運営に関する法律(法律第18795号)」「(공공기관의 운영에 관한 법률(법률 제 18795 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239979#0000>>第4条第1項 なお、「出捐」の語については、

の規定による地方公企業（以下、「公共機関等」という。）

ロ。「高等教育法」第2条の規定による大学、産業大学、専門大学又は技術大学

ハ. 国公立研究機関、「特定研究機関育成法」第2条の規定による特定研究機関⁽⁷⁾、「科学技術分野政府出捐（えん）研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第2条の規定による科学技術分野政府出捐研究機関⁽⁸⁾、「産業技術革新促進法」第42条の規定による専門生産技術研究所⁽⁹⁾及び「民法」その他の法律の規定によって設立された産業技術分野の法人である研究機関

ニ. その他大統領令⁽¹⁰⁾で定める地域中小企業の育成及び革新促進のための法人又は団体

5. 「中小企業特別支援地域」とは、地域経済環境等により、当該地域中小企業の経営環境が悪化し、又は悪化するおそれがあり、政府の支援が必要な地域として、第23条の規定によって指定される地域をいう。

第3条（国及び地方自治体等の責務）

- ① 国は、地域中小企業を育成し、革新を促進するための環境及び基盤をつくり、地方自治体、企業、教育機関、研究機関及び中小企業関連機関・団体又はその構成員たちが、互いに人材、知識、情報等を円滑に交流し、連携して共有することができるよう、必要な施策を立て、推進しなければならない。
- ② 地方自治体は、地域中小企業を中心とした地域経済の持続的な革新及び特性のある発展を図るための財政支援及び規制緩和等の施策を積極的に推進しなければならない。
- ③ 地域中小企業は、革新能力及び競争力を強化するため、自律的に努力しなければならないが、国及び地方自治体の地域中小企業育成施策の実施に協力しなければならない。
- ④ 地域中小企業育成・革新関連主体は、当該主体が遂行している地域中小企業と関連した事業が調和の取れた形でつながり、その成果を効果的に創出することができるよう、互いに協力しなければならないが、地域中小企業の育成及び革新を促進するための施策に積極的に協力しなければならない。

第4条（他の法律との関係）

地域中小企業の育成及び革新促進等に関して、他の法律に特別の規定がある場合を除き、この法律で定めるところに従う。

藤原夏人「韓国の海洋警察法」『外国の立法』No.283, 2020.3, p.16. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11457218/1/1>>; 藤原「韓国の芸術家福祉法」『外国の立法』No.277, 2018.9, p.64. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11152347/1/1>>を参照。

(7) 特定研究機関とは、特別法の規定によって設立された研究機関及び財団法人の研究機関であって、大統領令（特定研究機関育成法施行令）で指定する研究機関である。「特定研究機関育成法（法律第14839号）」（「특정연구기관 육성법（법률 제 14839 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195331#0000>>）第2条

(8) 政府が出捐し、科学技術分野の研究を主な目的とする機関。「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律（法律第18796号）」（「과학기술분야 정부출연연구기관 등의 설립·운영 및 육성에 관한 법률（법률 제 18796 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240023#0000>>）第2条

(9) 専門生産技術研究所とは、中小企業者等が、共同で、産業通商資源部長官の許可を得て設立することができる研究所である。「産業技術革新促進法（法律第19002号）」（「산업기술혁신 촉진법（법률 제 19002 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244983#0000>>）第42条

(10) 「地域中小企業の育成及び革新促進等に関する法律施行令（大統領令第32370号）」（「지역중소기업 육성 및 혁신촉진 등에 관한 법률 시행령（대통령령 제 32370 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239651#0000>>）以下、「地域中小企業法施行令（大統領令第32370号）」という。

第2章 地域中小企業の育成及び革新促進のための推進体制

第5条 (基本指針)

- ① 中小ベンチャー企業部⁽¹¹⁾長官は、「中小企業基本法」第19条の2の規定による中小企業の育成に関する総合計画⁽¹²⁾及び同法第20条の規定による中小企業施策に関する計画⁽¹³⁾に基づいて、次の年度の地域中小企業育成及び革新促進基本指針（以下、「基本指針」という。）を作成しなければならない。
- ② 中小ベンチャー企業部長官は、基本指針を作成する場合には、事前に当該特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事又は特別自治道知事（以下、「市・道知事」という。）と協議しなければならない。
- ③ 市・道知事は、第2項の規定による協議において、管轄市長・郡守又は区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同じ。）を通じて取りまとめられた地域中小企業の意見が最大限反映されるよう努力しなければならない。
- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、基本指針を毎年12月31日までに、市・道知事に伝達しなければならない。

第6条 (育成計画の策定)

- ① 市・道知事は、基本指針に従って、当該年度の管轄区域地域中小企業の育成及び革新促進計画（以下、「育成計画」という。）を策定し、毎年1月31日までに中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならない。
- ② 育成計画には、大統領令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項が含まれなければならない。
 1. 地域中小企業を育成するための推進体系
 2. 地域革新先導企業の選定及び育成に関する事項
 3. 地域中小企業スマート革新地区の指定及び支援に関する事項
 4. 中小企業特別支援地域の指定及び支援に関する事項
 5. 地域中小企業育成・革新関連主体間の連携及び協力に関する事項
 6. 地域特化産業の育成に関する事項
 7. 企業の移転又は工場の新規設立を通じた地域別・業種別地域中小企業の集団化及び円滑な事業場用地の供給に関する事項
 8. 技術及び技能〔を有する〕人材の需給に関する事項
 9. 地域中小企業の円滑な設備投資及び安定的な経営環境の構築⁽¹⁴⁾に関する事項

(11) 中小ベンチャー企業部は、2017年に中小企業庁（産業通商資源部の外局であった中央行政機関）が、部に昇格して発足した中央行政機関。中小企業、創業・ベンチャー企業、小規模事業者等に向けた政策を行う。「政府組織法（法律第14839号）」（「정부조직법（법률 제 14839 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195013#0000>>；藤原夏人「【韓国】文在寅新政権の発足に伴う行政組織の再編」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, pp.20-21. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/10978300/1/1>>

(12) 政府が3年ごとに策定する計画で、中小企業育成政策の基本目標及び推進の方向性、関連法制度の改善、中小企業の経営合理化及び技術向上に関する事項等を内容とする。中小企業基本法（法律第19044号）第19条の2

(13) 中小企業の育成に関する総合計画に従って政府が毎年策定し、国会に提出するもの。政府及び地方自治体が中小企業育成のために推進する施策に関する計画である。中小企業基本法（法律第19044号）第20条

(14) 原文は、「조성（造成）」。

10. 製造業を支援する事業を行う地域中小企業の効率化に関する事項
 11. 地域中小企業が生産した製品及びサービス⁽¹⁵⁾の販売に関する事項
 12. 育成計画推進のための地方財政資金の確保及び運用に関する事項
 13. 第1号から第12号までの事項に関連して、中小ベンチャー企業部長官が市・道別に要請する事項
 14. その他大統領令で定める事項
- ③ 市・道知事は、育成計画を策定する前に、関係機関と協力し、地域別経済動向、業種別・規模別企業体数及び勤労者数等、管轄区域の企業の現況及び操業状況を把握しなければならない。
 - ④ 市・道知事は、第3項の規定による企業の現況及び操業状況を把握するため、管轄区域の企業活動と関連した事務を担当している地方国税庁、地方雇用労働庁、地方環境庁、地方統計庁等特別地方行政機関⁽¹⁶⁾の長又は関連機関・団体の長に、必要な資料の送付又は閲覧を要請することができ、要請を受けた特別地方行政機関の長又は関連機関・団体の長は、正当な事由がない限りその要請に従わなければならない。
 - ⑤ 市・道知事は、第4項の規定によって取得した資料を、育成計画の策定以外の目的で使用することができない。
 - ⑥ 市・道知事が育成計画を策定する時には、管轄市長・郡守又は区庁長を通じて取りまとめられた地域中小企業の意見を、最大限反映しなければならない。
 - ⑦ 育成計画は、国土の利用と関連した計画、道路・河川・鉄道・港湾・空港等の施設に関する国又は地方自治体の計画、農業振興地域関連計画及び他の法律の規定による地域振興と関連した計画との調和が保たれるように策定されなければならない。

第7条（育成計画の調整）

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、市・道知事が提出した育成計画について、第10条の規定による地域中小企業政策協議会が審議した結果、政府の中小企業育成施策と相反し、又は市・道の計画間に重複・衝突する部分⁽¹⁷⁾がある場合には、市・道知事に育成計画の調整を要請することができる。
- ② 第1項の規定による要請を受けた市・道知事は、正当な事由がない限り、中小ベンチャー企業部長官の要請に従わなければならない。

第8条（育成計画の推進及び支援）

- ① 地方自治体の長は、育成計画の円滑な推進のために必要であると認める場合には、次の各号に掲げる措置を採ることができる。
 1. 「地方自治法」⁽¹⁸⁾による地域中小企業育成関連の基金の設置又はその基金の活用
 2. 「地方財政法」⁽¹⁹⁾で定める地方債の発行

(15) 原文は、「용역（用役）」。

(16) 特別地方行政機関は、中央行政機関の業務を地域的に分担して遂行する必要があり、当該業務の専門性及び特殊性により、地方自治体又はその機関に委任して処理することが適当でない場合、これを置くことができる。「行政機関の組織及び定員に関する通則（大統領令第32656号）」（「행정기관의 조직과 정원에 관한 통칙（대통령령 제32656호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242697#0000>〉）第18条第1項

(17) 原文は、「부문（部門）」。

(18) 「지방자치법（법률 제18661호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238325#0000>〉

(19) 「지방재정법（법률 제19031호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245251#0000>〉

3. 「地方税徴収法」⁽²⁰⁾ で定める地方税の徴収猶予
- ② 政府は、市・道知事が育成計画を問題なく推進することができるよう、行政的な支援を行うことができ、中小ベンチャー企業部長官は、大統領令で定めるところにより、第1項第1号の規定による基金の造成を支援することができる。
- ③ 市・道知事は、第2項の規定による中小ベンチャー企業部長官の基金に対する支援金を、育成計画を推進するために使用しなければならない。
- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、育成計画の円滑な推進のため、必要であると認め、又は市・道知事の要請がある場合には、必要な対策を策定し、又は関係中央行政機関の長に必要な対策の策定を要請することができる。

第9条 (育成計画の成果分析等)

- ① 市・道知事は、毎年育成計画の推進実績を分析し、翌年2月末までにその分析結果を中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならない。
- ② 中小ベンチャー企業部長官は、第1項の規定による市・道知事の育成計画推進実績の分析結果を、第10条の規定による地域中小企業政策協議会の審議を経て評価し、これ [分析結果]⁽²¹⁾ を基本指針に反映しなければならない。
- ③ 中小ベンチャー企業部長官は、第2項の規定による評価結果を管轄市・道知事に通知しなければならないが、管轄市・道知事は、特別な事由がない限り評価結果に従って改善措置を採らなければならない。
- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、第2項の規定による評価結果が優秀な市・道に対し、インセンティブ等行政的・財政的支援⁽²²⁾ を行うことができる。
- ⑤ 第2項の規定による育成計画の成果分析・評価及び第4項の規定による支援等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第10条 (地域中小企業政策協議会)

- ① 地域中小企業の育成及び革新促進と関連した主要政策及び計画並びにその実施に関する事項を審議・調整するため、中小ベンチャー企業部に地域中小企業政策協議会 (以下、「協議会」という。) を置く。
- ② 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議・調整する。
 1. 地域中小企業の育成及び革新促進のための主要政策及び計画の策定等、支援政策全般に関する事項
 2. 第7条の規定による育成計画の調整に関する事項
 3. 第9条の規定による育成計画の成果分析に関する事項
 4. 第15条及び第16条の規定による地域中小企業スマート革新地区の指定及び指定の解除

(20) 「지방세징수법 (법률 제 17770 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224907#0000>>

(21) 中小企業振興に関する法律 (法律第17893号) 第62条の18第2項では、「中小ベンチャー企業部長官は、第1項による市・道知事の育成計画推進実績の分析結果を基本指針に反映しなければならない」と規定されていた。「中小企業振興に関する法律 (法律第17893号)」 (「중소기업진흥에 관한 법률 (법률 제 17893 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228583#0000>>)

(22) 地域中小企業法施行令では、中小ベンチャー企業部長官が市・道に対して、中小企業支援関連法令による事業のうち、別途中小ベンチャー企業部長官が定め告示する事業を支援する場合、評価結果の優秀な市・道に加算点を与える等の優遇措置を行うことができると規定されている。地域中小企業法施行令 (大統領令第32370号) 第7条第2項

等に関する事項

5. 第 17 条の規定による革新地区の育成に関する施策の策定及び変更に関する事項
 6. 二つ以上の中央行政機関が関連する主要な地域中小企業育成及び革新促進政策の調整に関する事項
 7. 地域中小企業と関連した制度及び法令に関する事項
 8. その他委員長が地域中小企業の育成及び革新促進政策に関して審議に付す事項
- ③ 協議会は、委員長 1 人を含め、30 人以内の委員で構成する。
 - ④ 委員長は、中小ベンチャー企業部長官が務め、委員は、次の各号に掲げる者が務める。
 1. 大統領令で定める関係中央行政機関の次官又は次官級公務員
 2. 広域地方自治体⁽²³⁾の首長又は副首長のうち、大統領令で定める者
 - ⑤ 第 2 項各号の事項に関する協議会の審議・調整を効率的に支援するため、実務協議会を置くことができる。
 - ⑥ 第 2 項の規定による協議会の業務を支援し、育成計画を円滑に推進するため、大統領令で定めるところにより、各地域別地域中小企業支援協議会を置くことができる。
 - ⑦ 第 1 項の規定による協議会、第 5 項の規定による実務協議会及び第 6 項の規定による地域中小企業支援協議会の構成、運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 3 章 地域中小企業の育成及び革新促進のための支援政策

第 11 条 (地域中小企業の育成及び革新促進のための支援事業等)

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、地域中小企業の育成及び革新を促進し、地域産業の競争力強化及び地域経済の発展のため、次の各号に掲げる支援事業を推進することができる。
 1. 地域中小企業の創業の活性化
 2. 地域中小企業の育成及び革新促進に必要な研究開発
 3. 地域中小企業育成及び革新促進のための基盤及び環境の形成
 4. 開発された技術の移転及び事業化の促進
 5. 地域中小企業の人材育成
 6. 地域中小企業製品の販路の確保
 7. 地域中小企業の輸出又は海外市場進出等の国際協力支援
 8. その他地域中小企業の育成及び革新促進に必要な事業として、大統領令で定める事業
- ② 中小ベンチャー企業部長官は、第 1 項の規定による支援事業を推進する場合には、「首都圏整備計画法」第 2 条第 1 号の規定による首都圏⁽²⁴⁾以外の地域（以下、「首都圏以外の地域」という。）に所在する地域中小企業を優先的に支援することができる。

第 12 条 (地域革新先導企業の育成等)

- ① 首都圏以外の地域を管轄する市・道知事は、雇用安定、輸出拡大等、管轄地域の産業及び

(23) 特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道。

(24) ソウル特別市、仁川広域市、京畿道。「首都圏整備計画法（法律第 16810 号）」（「수도권정비계획법（법률 제 16810 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=212245#0000>>）第 2 条第 1 号；「首都圏整備計画法施行令（大統領令第 32447 号）」（「수도권정비계획법 시행령（대통령령 제 32447 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240545#0000>>）第 2 条

経済に及ぼす影響が大きく、又は優秀な革新能力及び成長可能性を保有する地域中小企業を、地域革新先導企業に選定し、次の各号に掲げる事項に関する事業を行うことができる。

1. 地域革新先導企業の中長期的発展のための戦略の策定支援
 2. 財政、金融その他の⁽²⁵⁾ 行政的、技術的、財政的支援
 3. 技術・人材・金融・経営・海外進出等の事業に対する支援及び分野別専門家の派遣・あつせん
 4. 特許、技術動向その他の技術革新のための情報の提供
 5. 海外進出戦略に対する指導及び助言⁽²⁶⁾
 6. その他地域革新先導企業としての成長を促進するために必要な事項
- ② 中小ベンチャー企業部長官は、第1項の規定による事業を支援するための行政的・財政的支援等を行うことができる。
- ③ 市・道知事は、第1項の規定による選定を受けた企業に対し、大統領令で定めるところにより、[その]有効期間を定め、地域革新先導企業選定書を発行することができる。
- ④ 地域革新先導企業の選定の要件及び手続、支援等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第13条（地域革新先導企業選定の取消し等）

- ① 市・道知事は、地域革新先導企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、その選定を取り消すことができる。ただし、第1号の規定に該当する場合は、その選定を取り消さなければならない。
1. 虚偽その他の不正な方法で選定を受けた場合
 2. 第12条第4項の規定による地域革新先導企業の選定要件を満たさなくなった場合
 3. 不渡り、廃業又は休業等により、企業活動を継続的に営むことができないと判断される場合
 4. その他別の法律で定める事項に著しく違反する等、取消しが不可避である場合
- ② 第1項の規定によって選定を取り消そうとする場合には、事前に当該企業にこれを知らせ、意見を聴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、意見聴取をしないことができる。
1. 公共の安全又は福祉のために緊急であるとき。
 2. 意見聴取が著しく困難であり、又は明らかに不必要であるとき。
 3. 明確な意思により意見提出を放棄し、又は正当な理由なく意見提出を遅らせたとき。
- ③ その他地域革新先導企業の選定の取消しに必要な事項は、大統領令で定める。

第14条（租税の減免等）

国及び地方自治体は、地域革新先導企業の育成及び革新促進のための基盤を形成し、競争力の向上を図るために、「租税特例制限法」⁽²⁷⁾、「地方税特例制限法」⁽²⁸⁾及び「法人税法」⁽²⁹⁾が定めるところにより、必要な税制支援を行うことができる。

(25) 原文は、「등（等）」。同条同項第4号も同様。

(26) 原文は、「자문（諮問）」。

(27) 「조세특례제한법（법률 제 19199 호）」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247473#0000>>

(28) 「지방세특례제한법（법률 제 19228 호）」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=248519#0000>>

(29) 「법인세법（법률 제 19193 호）」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247463#0000>>

第15条（地域中小企業スマート革新地区の指定）

- ① 市・道知事は、地域中小企業の育成及び革新促進のために必要であると認める場合には、大統領令で定める地域中小企業密集地域を地域中小企業スマート革新地区（以下、「革新地区」という。）に指定することを、中小ベンチャー企業部長官に申請することができる。
- ② 市・道知事は、第1項の規定によって革新地区の指定を申請しようとする場合、次の各号に掲げる事項が含まれた革新地区実施計画を策定し、中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならない。
 1. 革新地区造成の目標・戦略及び推進体制に関する事項
 2. 革新地区内の地域中小企業の現況及び支援に関する事項
 3. 財源の調達及び運用に関する事項
 4. その他革新地区の造成及び支援のために必要な事項
- ③ 中小ベンチャー企業部長官は、第1項の規定による革新地区の指定申請を受けた場合、協議会の審議を経て革新地区を指定することができる。この場合、中小ベンチャー企業部長官は、第31条の規定による地域中小企業専門研究機関の意見を聴き、関係中央行政機関の長と協議した結果により、指定の可否、指定期間及び支援内容を決定し、市・道知事に通知しなければならない。
- ④ 革新地区の指定等に必要事項は、大統領令で定める。

第16条（革新地区の指定の解除）

中小ベンチャー企業部長官は、革新地区が次の各号のいずれかに該当する場合には、関係中央行政機関の長と協議し、協議会の審議を経て大統領令で定めるところにより、革新地区の指定を解除することができる。

1. 第15条第1項の規定による大統領令で定める地域中小企業密集地域に該当しなくなった場合
2. 第18条第1項各号の規定による支援金を当初の目的外に使用した場合
3. 革新地区指定目的の達成が不可能であり、又は指定目的を達成し、それ以上革新地区に指定する必要がないと認められる場合
4. その他第1号から第3号までの事由に準ずる場合であって、関連市・道知事が革新地区の指定の解除を要請したとき。

第17条（革新地区育成施策）

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、地域中小企業の育成及び革新促進及び革新地区の活性化等のため、革新地区の育成に関する施策（以下、「革新地区育成施策」という。）を推進することができる。
- ② 革新地区育成施策には、次の各号に掲げる事項が含まなければならない。
 1. 革新地区育成の基本方針に関する事項
 2. 革新地区の地域中小企業の研究開発活動支援に関する事項
 3. 革新地区の地域中小企業の研究開発成果の事業化促進に関する事項
 4. 革新地区の地域中小企業の研究開発専門人材及び事業化支援人材の養成に関する事項
 5. 革新地区の地域中小企業育成及び革新促進のための官民協力に関する事項
 6. 革新地区の地域中小企業及び地域中小企業育成・革新関連主体間の交流及び協力の活性化に関する事項

7. 地域中小企業の競争力強化に必要な基盤形成に関する事項
 8. 革新地区及びその周辺地域の交通・文化・住居等環境改善及び支援に関する事項
 9. 革新地区運営成果の普及⁽³⁰⁾に関する事項
 10. 革新地区の地域中小企業に対する支援体制の構築方策に関する事項
 11. 革新地区の育成のための財源調達方法に関する事項
 12. その他革新地区の育成のため、大統領令で定める事項
- ③ 中小ベンチャー企業部長官は、革新地区育成施策を策定し、又は変更しようとするときには、関係中央行政機関の長及び関連市・道知事と協議し、協議会の審議を経なければならない。
- ④ 革新地区と関連する市・道知事は、革新地区育成施策の効率的な推進のため、立地、税制、財政、行政等関連支援策を整備しなければならない。

第18条（革新地区の支援）

- ① 国及び地方自治体は、革新地区で次の各号に掲げる事業を推進し、必要な費用を支援することができる。
1. 革新地区内への企業誘致及び官民協力
 2. 基盤施設及び共同活用インフラの設置及び運営
 3. その他革新地区が位置する地域の発展のために必要な事業
- ② 国及び地方自治体は、革新地区に入居する企業及び研究機関に対する敷地の造成、賃貸料の減免、医療施設・教育施設・住宅等、各種施設⁽³¹⁾の設置に必要な費用を支援することができる。
- ③ 国及び地方自治体は、「国有財産法」⁽³²⁾及び「公有財産及び物品管理法」⁽³³⁾の規定にかかわらず、革新地区に入居する企業及び研究機関に対して、国有・公有財産の賃貸料を大統領令で定めるところにより減免することができる。
- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、市・道知事が革新地区の全部又は一部を「規制自由特区及び地域特化発展特区に関する規制特例法」の規定による地域特化発展特区⁽³⁴⁾に指定することを申請した場合には、他の申請に優先して地域特化発展特区委員会⁽³⁵⁾に審議・議決案件として上程することができる。
- ⑤ その他革新地区の支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第19条（地域中小企業育成・革新関連主体に対する支援等）

- ① 政府は、地域中小企業育成・革新関連主体が、機能的又は地理的⁽³⁶⁾な集積を通じて、地域中小企業の育成及び革新促進を効果的に推進することができるよう、相互人材交流、基盤

(30) 原文は、「확산（拡散）」。

(31) 原文は、「각종 편의시설（各種便宜施設）」。

(32) 「국유재산법（법률 제 18661 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238281#0000>>

(33) 「공유재산 및 물품 관리법（법률 제 19022 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245281#0000>>

(34) 地域の特色ある発展のため、中小ベンチャー企業部長官が指定し、告示する地域。2022年11月現在、190か所が指定されている。「規制自由特区及び地域特化発展特区に関する規制特例法（法律第19117号）」（「규제자유특구 및 지역특화발전특구에 관한 규제특례법（법률 제 19117 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=246677#0000>>）第2条第2号、第11条；「지역특구 지정안항」2022.11.「지역특화발전특구제도 운영」중소벤처기업부 웹사이트<https://www.mss.go.kr/site/smba/supportPolicy/supportPolicyDetailDiv.do?searchSeq=ST_000000001066076&cmm_code=BB020700>

(35) 地域特化発展特区に関する基本政策及び制度に関する事項等を審議し、議決するため、中小ベンチャー企業部に置かれる委員会。規制自由特区及び地域特化発展特区に関する規制特例法（法律第19117号）第12条

(36) 原文は、「공간적（空間的）」。

施設の拡充及び共同利用、情報の共同活用等のための各種の支援を行うことができる。

- ② 中小ベンチャー企業部長官及び市・道知事は、地域中小企業に対する現地支援業務を効果的に遂行するため、大統領令で定める地域中小企業支援業務を遂行する機関の地方組織が、地域別で一定の場所に位置することができるよう、支援することができる。
- ③ 地方自治体は、地域中小企業育成・革新関連主体が地域中小企業の育成及び革新を促進することができるよう、行政的・財政的支援を行うことができる。

第20条（地域協同技術向上）

- ① 地域中小企業、地域中小企業育成・革新関連主体及び地方自治体は、互いに協力して技術を向上するための活動（以下、「地域協同技術向上活動」という。）を遂行することができる。
- ② 中小ベンチャー企業部長官は、地域協同技術向上活動を支援するため、大統領令で定める工業系の国公立研究機関に地域協同技術支援センターを設置することができる。
- ③ 地域協同技術支援センターは、次の各号に掲げる活動を行う。
 1. 地域協同技術向上活動を促進するための地方自治体との協力
 2. 地域中小企業の生産現場における技術的に支障となる事項の把握及び分析
 3. 地域中小企業育成・革新関連主体及び地方自治体の地域協同技術向上活動に対する支援力の把握及び分析
 4. 地域協同技術向上活動を行おうとする地域中小企業及び地域中小企業育成・革新関連主体との相互連携
 5. 地域中小企業の地域協同技術向上活動の現況分析
- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、地域中小企業育成・革新関連主体のうち、地域協同技術向上活動を通じた技術開発が活発な機関を、地域協同技術向上モデル機関（以下、「モデル機関」という。）に選定し、当該モデル機関の地域協同技術向上活動の経費の全部又は一部を支援することができる。

第21条（地域中小企業の革新促進交流活動の支援）

- ① 中小ベンチャー企業部長官及び市・道知事は、地域中小企業が技術融合・相互交流等地域中小企業の育成及び革新促進のための多様な交流会⁽³⁷⁾を、教授、研究員等の専門家と共同で組織・運営するのに必要な支援を行うことができる。
- ② 第1項の規定による地域中小企業革新促進交流活動に対する支援の手續及び方法等に関して必要な事項は、中小ベンチャー企業部令で定める。

第22条（公共機関等の優先購入及び公示等）

- ① 公共機関等の長は、当該機関の所在地（本社、支店、主たる事務所又は事業場等はそれぞれの所在地）の地域中小企業が生産する財又はサービス（以下、「地域中小企業製品」という。）の購入を促進しなければならない。
- ② 公共機関等の長は、当該市・道知事が要請する場合には、地域中小企業製品の購入拡大のための購入計画及び前年度購入実績を市・道知事と協議して、[市・道知事に]通知することができる。ただし、「革新都市造成及び発展に関する特別法」第2条第2号の規定による移転公共機関⁽³⁸⁾は除く。

(37) 原文は、「혁신촉진을 위한 다양한 목적의 교류회（革新促進のための多様な目的の交流会）」。

(38) 首都圏から首都圏以外の地域に移転する公共機関であって、大統領令で定める機関。「革新都市造成及び発展

- ③ 市・道知事は、第2項の規定によって通知を受けた購入計画及び前年度の購入実績を公告することができる。この場合、公告内容を中小ベンチャー企業部長官に報告しなければならない。
- ④ 第2項の規定による購入計画及び購入実績の通知及び第3項の規定による公告に必要な事項は、大統領令で定める。

第4章 地域中小企業危機対応及び活力回復支援

第23条 (中小企業特別支援地域の指定)

- ① 市・道知事は、大統領令で定める産業団地又は中小企業・小商工人⁽³⁹⁾密集地域が次の各号のいずれかに該当する場合には、中小ベンチャー企業部長官に中小企業特別支援地域の指定を申請することができる。
 1. 産業が立ち遅れ、又は衰退し、産業集積及び産業生産が全国平均に著しく及ばない場合
 2. 地域の主な産業又は大規模企業の構造調整・移転等により、地域中小企業の生産又は販売活動が全国平均に著しく及ばない等の危機に置かれた場合
 3. 「災難及び安全管理基本法」第14条第1項の規定による大規模災難⁽⁴⁰⁾が発生した場合
 4. 第1号から第3号までの規定に準ずる事由がある場合
- ② 中小ベンチャー企業部長官は、第1項の規定による中小企業特別支援地域の指定申請を受けた場合には、大統領令で定める基準に従い中小企業特別支援地域を指定することができる。この場合、中小ベンチャー企業部長官は、第31条の規定による地域中小企業専門研究機関の意見を聴き、関係中央行政機関の長と協議した結果により、指定の可否、指定期間及び支援内容を決定し、市・道知事に通知しなければならない。
- ③ 中小ベンチャー企業部長官は、第2項の規定による中小企業特別支援地域の指定可否を決定するために必要な場合、中央行政機関の長、地方自治体の長又は「信用情報の利用及び保護に関する法律」第25条第2項第1号の規定による総合信用情報集中機関⁽⁴¹⁾等の関連機関・

に関する特別法(法律第19117号)」「(혁신도시 조성 및 발전에 관한 특별법 (법률 제 19117 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=246833#0000>> 第2条第2号

(39) 小企業のうち、常時勤労者数が10人未満で、かつ主たる事業に従事する常時勤労者数が、①鉱業・製造業・建設業・運輸業の場合は10人未満、②その他の業種の場合5人未満のいずれかの基準に該当する企業。「소상공인기본법 (법률 제 17623 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223615#0000>> 第2条第1項; 「소상공인기본법 시행령 (대통령령 제 32274 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238565#0000>> 第3条第1項

(40) 韓国では、日本でいう「災害」に当たる言葉として「재해(災害)」と「재난(災難)」の用語が使用されるが、韓国の災害関連法制の基本法の一つである「災難及び安全管理基本法」(「재난 및 안전관리 기본법 (법률 제 19213 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247855#0000>>)では、「재난(災難)」という用語が中心的に使用されるため、本稿では、「災難」とする。同法では、「災難」を、国民の生命、身体、財産及び国家に被害を及ぼす又はそのおそれのある、自然災難(台風、洪水、豪雨等による災害)及び社会災難(火災、崩壊、爆発等による一定規模以上の被害等)として定義する。同法第3条第1号 また、「大規模災難」とは、災難のうち被害の程度が大きく、又は影響が広範囲であり、中央災難安全対策本部の本部長が認めるもの等である。同法第14条第1項; 「災難及び安全管理基本法施行令(大統領令第33198号)」(「재난 및 안전관리 기본법 시행령 (대통령령 제 33198 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247211#0000>>) 第13条

(41) 信用情報集中機関のうち、大統領令で定める金融機関全体からの信用情報を集中管理・活用する信用情報集中機関。「信用情報の利用及び保護に関する法律(法律第19234号)」(「신용정보의 이용 및 보호에 관한 법률 (법률 제 19234 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=248783#0000>>) 第25条第2項

団体の長に、資料の提供を要請することができる。

- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、第2項の規定によって中小企業特別支援地域を指定する前に、関係中央行政機関の長と合同で地域中小企業経営環境調査団を編成⁽⁴²⁾し、経営環境の悪化状況等を調査することができる。
- ⑤ 中小ベンチャー企業部長官は、第2項の規定によって中小企業特別支援地域の指定を決定した場合には、指定したこと⁽⁴³⁾を官報に公告しなければならない。
- ⑥ 中小企業特別支援地域に関する指定申請・手続・期間、支援の種類及び内容等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第24条（中小企業特別支援地域に対する支援等）

- ① 中小ベンチャー企業部長官及び関係中央行政機関の長は、第23条第2項の規定によって決定された事項について、所管ごとに、中小企業特別支援地域を支援しなければならない。
- ② 中小ベンチャー企業部長官及び市・道知事は、育成計画の策定・実施及び地域別中小企業経営環境を整備⁽⁴⁴⁾するための施策の推進において、中小企業特別支援地域にある地域中小企業の発展を優先的に考慮しなければならない。
- ③ 中小ベンチャー企業部長官及び市・道知事は、中小企業特別支援地域の中長期経営環境改善のために発展戦略を策定・実施することができる。
- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、中小企業特別支援地域の迅速な経営正常化のため、研究開発及び事業化、資金、人材、販路、施設改善等、必要な支援を行うことができる。
- ⑤ 中小企業特別支援地域を管轄する市・道知事は、第1項の規定による支援の効果及び実績等に関する報告書を、大統領令で定めるところにより作成し、中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならない。

第25条（中小企業特別支援地域の指定の解除）

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、第23条第2項の規定による指定期間中であっても、中小企業特別支援地域の経済状況が好転し、支援の必要性がなくなった場合には、関係中央行政機関と協議し、大統領令で定めるところによりその指定を解除することができる。
- ② 中小ベンチャー企業部長官は、第1項の規定により指定を解除する場合には、指定を解除したこと⁽⁴⁵⁾を官報に公告しなければならない。

第26条（地域中小企業危機対応体制の構築・運営）

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、第23条第1項の規定による産業団地又は中小企業・小商人密集地域を対象として、地方自治体とともに地域中小企業の経営状況等に関する危機の兆候を常時モニタリングし、予防的⁽⁴⁶⁾に対応するための段階ごとの危機対応体制を構築・運営することができる。
- ② 第1項の規定による危機の兆候の段階及び基準は、当該地域中小企業の雇用、売上額、事業場関連の主要指標、危機の展開速度及び拡大可能性等を総合的に考慮し、大統領令で定める。

(42) 原文は、「구성（構成）」。

(43) 原文は、「지정 사항（指定事項）」。

(44) 原文は、「조성（造成）」。

(45) 原文は、「해제 사항（解除事項）」。

(46) 原文は、「선제적（先制的）」。

- ③ 中小ベンチャー企業部長官は、危機の段階によって、市・道知事と協議して、次の各号に掲げる措置を実施することができる。
1. 当該地方自治体の長に対する地域中小企業危機予防計画の策定及び実施勧告
 2. 第1号の規定による危機予防計画の円滑な実施のために必要であると認める支援
 3. 第23条第4項の規定による地域中小企業経営環境調査団の編成⁽⁴⁷⁾及び経営環境の悪化状況等の調査
 4. 危機の評価⁽⁴⁸⁾及び事業多角化コンサルティング、特許・認証獲得、研究開発、人材育成、資金支援等、当該地域中小企業の競争力強化のための支援
 5. その他当該地域中小企業の危機の予防又は解消のために必要な事項として、大統領令で定める事項
- ④ 中小ベンチャー企業部長官は、第1項の規定による地域中小企業危機対応体制の構築・運営のために必要な場合には、中央行政機関の長、地方自治体の長又は「信用情報の利用及び保護に関する法律」第25条第2項第1号の規定による総合信用情報集中機関等、関連機関・団体の長に、資料の提供を要請することができる。
- ⑤ 中小ベンチャー企業部長官は、地域中小企業危機対応及び第3項の規定による措置の実施を支援するために、必要な専門人材及び施設を備えた地域中小企業危機支援センター（以下、「危機支援センター」という。）を設置し、予算の範囲内で必要な経費の全部又は一部を支援することができる。
- ⑥ 第1項及び第3項等の規定による危機対応体制の構築・運営及び措置の実施、危機支援センターの運営及び支援等に必要な事項は、大統領令で定める。

第27条（工場設立の支援）

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、地域中小企業が各地域で円滑に工場を設立することができるよう支援するため、「中小企業振興に関する法律」第68条の規定による中小ベンチャー企業振興公団⁽⁴⁹⁾（以下、「中小ベンチャー企業振興公団」という。）に次の各号に掲げる事業を行わせることができる。
1. 工場の設立及び取得並びに所有している工場の地域中小企業に対する譲渡又は長期賃貸
 2. 工場を設立しようとする地域中小企業のための工場設立代行
 3. 地域中小企業の移転に関連する情報の収集・提供及び相談
 4. 移転を希望する地域中小企業と地域中小企業を誘致しようとする地方自治体との連携
 5. その他大統領令で定める事業
- ② 中小ベンチャー企業振興公団が第1項の規定によって工場を譲渡する場合には、大統領令で定める期間内⁽⁵⁰⁾に工場の譲渡による代金を長期分割して徴収することができる。
- ③ 中小ベンチャー企業振興公団は、第1項の規定による事業を遂行するとき、業種別、地域

(47) 原文は、「구성（構成）」。

(48) 原文は、「진단（診断）」。

(49) 中小企業振興のための事業を効率的に行うために設立される。中小企業に関して、自動化、情報化、事業転換の支援等の事業を実施し、又はそれに関する事業を支援することができる。「中小企業振興に関する法律（法律第19182号）」（「중소기업진흥에 관한 법률（법률 제 19182 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247253#0000>〉）第68条、第74条

(50) 大統領令の規定により、20年とされる。地域中小企業法施行令（大統領令第32370号）第32条第3項

別、規模別に標準工場の様式⁽⁵¹⁾を開発する等、地域中小企業の工場設立による費用を節減するよう努めなければならない。

第28条（人材開発及び地域定着）

- ① 国又は地方自治体は、中小ベンチャー企業振興公団又は「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第45条の17の規定による韓国産業団地公団⁽⁵²⁾（以下、この条において「韓国産業団地公団」という。）が地域中小企業に所属する勤労者又は地域中小企業に就職しようとする者を対象として職業訓練を実施しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当する支援を行うことができる。
 1. 訓練施設の設置に必要な国有地・公有地の有償譲渡又は長期賃貸
 2. その他大統領令で定める事項
- ② 国又は地方自治体は、中小ベンチャー企業振興公団又は韓国産業団地公団に第1項第1号の規定により国有地・公有地を譲渡し、又は賃貸する場合には、「国有財産法」及び「公有財産及び物品管理法」の規定にかかわらず、随意契約で行うことができる。
- ③ 政府は、地域中小企業に所属する従業員⁽⁵³⁾の住居の安定を支援するため、地域中小企業の事業場に就職してその地域に定着しようとする者のうち、大統領令で定める要件を備えた者に、長期低金利の定着資金を融資することができる。
- ④ 政府は、モデル機関と〔共に〕持続的に地域協同技術向上活動を通じた技術開発をしようとする地域中小企業のうち、大統領令で定める要件を備えた地域中小企業を、「兵役法」第36条の規定によって兵役指定企業体⁽⁵⁴⁾（以下、「兵役指定企業体」という。）に選定することができる。
- ⑤ 政府は、兵役指定企業体に選定された地域中小企業に就職して、モデル機関と協同でその地域中小企業に必要な技術開発に関する研究を持続的に遂行しようとする者を、「兵役法」第37条の規定によって専門研究要員⁽⁵⁵⁾に編入することができる。

第29条（郷土企業に対する金融支援）

- ① 政府は、地域中小企業であって、次の各目〔原文ママ〕⁽⁵⁶⁾に掲げる要件を全て備えた企業（以下、「郷土企業」という。）の活動に必要な資金を円滑に調達するため、「信用保証基金法」⁽⁵⁷⁾の規定による信用保証基金、「技術保証基金法」の規定による技術保証基金⁽⁵⁸⁾及び「地域信

(51) 原文は、「유형（類型）」。

(52) 産業団地の開発、管理、企業体の産業活動支援、産学協力促進のために設立される。産業団地の開発、造成、分譲、賃貸及び売却に関する事業等を行う。「産業集積活性化及び工場設立に関する法律（法律第19117号）」〔산업집적활성화 및 공장설립에 관한 법률（법률 제 19117 호）〕<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=246739#0000>> 第45条の17、第45条の21

(53) 原文は、「직원（職員）」。

(54) 兵役服務者のうちの専門研究要員又は産業技能要員が服務する企業体。兵役法（「병역법（법률 제 19081 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245995#0000>>）第36条の規定により兵務庁長が選定する研究機関、基幹産業体、防衛産業体等。専門研究要員とは、専門分野の研究に服務する要員で、修士以上の学位を取得し、兵役指定企業体に選定された研究機関に服務する者等が務めることができる。産業技能要員は、産業の育成及び支援のために服務する者で、兵役指定企業体に選定された工業・鉱業・エネルギー産業・建設業・水産業又は海運業分野の基幹産業体に服務する者等が務めることができる。兵役法（法律第19081号）第2条第1項第16号、同条同項第17号、同条同項第18号、第5条、第36条、第37条、第38条

(55) 前掲注(54)を参照。

(56) 「号」であると思われるが、原文では「목（目）」と表記されている。

(57) 「신용보증기금법（법률 제 18667 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238737#0000>>

(58) 担保能力の弱い企業の債務を保証させ、企業に対する資金融通を円滑にするために設立される。政府、金融

用保証財団法」⁽⁵⁹⁾の規定による信用保証財団に、郷土企業を対象として行う保証制度を創設・運用するようにさせることができる。

1. 本社・主たる事務所又は事業場のうちいずれかを市・道の管轄区域に置き、当該市・道で20年以上継続して事業を維持していること。
 2. 常時勤労者数が20人以上であること。
 3. 企業の地域に対する経済的・社会的寄与度が大統領令で定める基準に該当すること。
- ② 政府は、第1項の規定による保証制度を創設するために必要な予算を支援することができる。

第5章 補則

第30条 (地域中小企業実態調査及び情報システムの構築・運営)

- ① 中小ベンチャー企業部長官及び市・道知事は、育成計画の策定又は調整、地域中小企業の育成及び革新促進を通じた競争力の強化及び地域経済の活性化のための政策の策定等のため、地域中小企業の現況に関する実態調査を行い、関連統計資料を収集・作成することができる。
- ② 市・道知事は、地域中小企業が危機〔に置かれている〕かどうか及び沈滞しているかどうかを早期に把握して対応し、第1項の規定による実態調査の結果及び収集・作成した統計資料等を体系的に維持・管理するため、地域中小企業情報システム(以下、「情報システム」という。)を構築・運営することができる。
- ③ 中小ベンチャー企業部長官及び市・道知事は、実態調査及び統計資料の作成並びに情報システムの構築・運営のために必要と認める場合、関係中央行政機関の長、地方自治体の長、関連機関及び団体の長に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、中央行政機関の長等は、特別な事由がない限り、これに従わなければならない。
- ④ 情報システムは、「中小企業基本法」第20条の2の規定による中小企業支援事業統合管理システム⁽⁶⁰⁾と互いに連携することができる。
- ⑤ 実態調査及び統計資料の作成並びに情報システムの構築・運営に関する業務を遂行する者は、関連企業の営業秘密を漏らし、又は目的外の用途に使用してはならない。
- ⑥ その他、実態調査及び統計資料の収集・作成並びに情報システムの構築・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第31条 (地域中小企業専門研究機関の指定等)

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、第6条第2項各号に掲げる事項と関連した調査・研究及び地域中小企業支援施策の策定等に必要な各種データの分析等を遂行する専門研究機関(以下、「専門研究機関」という。)を指定し、運営することができる。

会社等からの出捐金を基金の基本財産の財源とし、技術保証、信用保証、企業に対する経営及び技術指導、中小企業技術保護等をその業務とする。「技術保証基金法(法律第19014号)」(「기술보증기금법(법률 제 19014 호)」)<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245003#0000>> 第12条第1項、第13条第1項、第28条第1項)

(59) 「지역신용보증재단법(법률 제 18358 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234385#0000>>

(60) 中小企業支援事業に関する中小企業の申請・受付現況・支援履歴等の資料・情報を統合管理するためのシステム。中小ベンチャー企業部長官が、構築・運営することができる。中小企業基本法(法律第19044号)第20条の2

- ② 中小ベンチャー企業部長官は、専門研究機関が調査・研究及びデータの分析等を遂行するために必要な経費を予算の範囲内で出捐し、又は補助することができる。
- ③ 中小ベンチャー企業部長官は、専門研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。
 - 1. 虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合
 - 2. 第4項の規定による指定基準に適合しなくなった場合
- ④ 専門研究機関の指定基準・手続、指定取消し及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第32条（地域中小企業専門⁽⁶¹⁾管理機関の指定等）

- ① 中小ベンチャー企業部長官は、地域中小企業の育成及び革新促進に関する施策を効果的に遂行するため、地域中小企業の業務を専門に担当する機関（以下、「専門管理機関」という。）を指定することができる。
- ② 政府は、専門管理機関の運営に必要な経費を予算の範囲内で出捐し、又は補助することができる。
- ③ 中小ベンチャー企業部長官は、専門管理機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。ただし、第1項の規定に該当する場合は、その指定を取り消さなければならない。
 - 1. 虚偽その他の不正な方法で指定を受けた場合
 - 2. 第4項の規定による指定基準に適合しなくなった場合
- ④ 専門管理機関の指定基準・手続、指定取消し及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第6章 罰則

第33条（罰則）

第30条第5項の規定に違反し、業務上知り得た企業の秘密を漏えいし、又は目的外の用途に使用した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処す。

附則〈法律第18358号、2021.7.27.〉

第1条（施行日）

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（一般的経過措置）

この法律の施行時に、従前の「中小企業振興に関する法律」第62条の14から第62条の26⁽⁶²⁾までに規定された行政機関の行為又は行政機関に対する行為は、それに該当するこの

(61) 原文は、「전담（専担）」。以下、この条で同じ。

(62) 第62条の14（基本指針）、第62条の15（育成計画の策定）、第62条の16（育成計画の調整）、第62条の17（育成計画の推進及び支援）、第62条の18（育成計画の成果分析）、第62条の19（工場設立の支援）、第62条の20（地域協同技術向上）、第62条の21（人材開発及び地域定着）、第62条の22（地方中小企業に対する行政支援）、

法律の規定による行政機関の行為又は行政機関に対する行為とみなす。

第3条（育成計画策定に関する経過措置）

この法律の施行時に、従前の「中小企業振興に関する法律」第62条の15の規定によって策定された地方中小企業の育成計画は、この法律第6条の規定によって策定された地域中小企業の育成及び革新促進計画とみなす。

第4条（中小企業特別支援地域の指定等に関する経過措置）

- ① この法律の施行時に、従前の「中小企業振興に関する法律」の規定によって指定された中小企業特別支援地域は、この法律の規定によって指定された中小企業特別支援地域とみなし、同法の規定によって指定を解除された地域は、この法律の規定によって指定を解除されたものとみなす。
- ② この法律の施行時に、従前の「中小企業振興に関する法律」の規定によって中小企業特別支援地域の指定を申請した場合には、従前の「中小企業振興に関する法律」に従う。

第5条（他の法律の改正）

- ① 中小企業振興に関する法律の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ② 都市型小工人⁽⁶³⁾の支援に関する特別法の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ③ ベンチャー企業育成に関する特別措置法の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ④ ベンチャー投資の促進に関する法律の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ⑤ 産業集積活性化及び工場設立に関する法律の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ⑥ eラーニング（電子学習）産業発展及びeラーニングの活用促進に関する法律の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ⑦ 濟州特別自治道の設置及び国際自由都市の造成のための特別法の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ⑧ 租税特例制限法の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ⑨ 地方税特例制限法の一部を、次のとおり改正する。[略]
- ⑩ 地域信用保証財団法の一部を、次のとおり改正する。[略]

第6条（他の法令との関係）

この法律の施行時に、他の法令において従前の法又はその規定を引用した場合、この法律の中にそれに該当する規定があれば、従前の規定に代えてこの法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

附則〈法律第19184号、2023.1.3〉

この法律は、公布後3か月を経過した日から施行する。

（なかむら ほのか）

第62条の23（中小企業特別支援地域の指定）、第62条の24（中小企業特別支援地域に対する支援等）、第62条の25（中小企業特別支援地域の指定の解除）、第62条の26（郷土企業に対する金融支援）

(63) 小商工人であり、かつ労働集約度が高く熟練技術を基盤として一定地域に集積する特性のある製造業であって大統領令で定める業種を主たる業種として営むもの。「都市型小工人の支援に関する特別法（法律第19177号）」（「도시형소공인 지원에 관한 특별법（법률 제 19177 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=247287#0000>>）第2条第1号